

# 目 次

調剤報酬点数表 ..... 表紙裏

薬剤師行動規範（日本薬剤師会）

2020 年度調剤報酬改定の要点 ..... 1

診療報酬以外で重要な法律の追加・変更と  
通知等（薬局関係分） ..... 13

薬剤師綱領 ..... 20

法律等を確認しておこう ..... 21

1. 保険薬剤師に関する法律の要点 ..... 22

2. 【参考資料】関連法規の抜粋 ..... 23

3. 薬局での掲示について ..... 44

調剤報酬を理解しよう ..... 53

1. 調剤基本料 ..... 54

2. 調剤料 ..... 64

3. 調剤料の加算 ..... 65

4. 薬学管理料 ..... 69

参考資料

・ 健康サポート薬局を表示する基準 ..... 94

# 2020年度 調剤報酬改定 の要点



## 対物業務から対人業務へ

今回、調剤報酬改定前の布石として、医薬品医療機器法及び薬剤師法の一部改正(2019年12月4日公布、詳細はP.13、P.26)があり、薬局・薬剤師のあり方について、対物業務から対人業務へのシフトが明確に示されました。その基本的な考えが、2020年度調剤報酬点数表の随所に反映されています。

### 診療報酬改定の概要

2020 年度診療報酬改定の改定率は、医療費ベースで診療報酬本体が医科0.53%、歯科0.59%、調剤 0.16 %の引き上げとなりました。医科には、勤務医の働き方改革に対する0.08% の引き上げも含まれています。全体としては、従来の「医科:歯科:調剤=1:1.1:0.3」が踏襲されました。薬価の医療費ベース▲0.99% (薬価ベースで▲4.38%)、材料費の▲0.02%の引き下げ分を含めると、医療費全体では ▲0.46%のマイナス改定であり、薬剤費が占める割合が高い薬局経営にとって厳しさが増すものと思われます。また、大型門前薬局に対する評価の適正化という名目で課せられていた「外枠」での引き下げは、今回は行われませんでした。

改定年度	2014	2016	2018	2019	2020
診療報酬本体(実質)	+0.10	+0.49	+0.55	+0.41	+0.55
うち調剤報酬	+0.04	+0.17	+0.19	+0.12	+0.16
薬価部分(実質)	▲1.36	▲1.33	▲1.74	▲0.95	▲1.01
薬価ベース	▲5.64	▲5.57	▲7.48	▲2.40	▲4.38
消費税上乗せ分	+1.36	-	-	+0.48	-
全体(名目)	+0.10	▲0.84	▲1.19	▲0.07	▲0.46

(株式会社メディカルシステムネットワーク調べ)

## (2)薬局における対人業務の評価の充実

- i 服用薬剤調整支援料[新設] (前掲)
- ii 特定薬剤管理指導加算2[新設] (前掲)
- iii 服薬情報等提供料

### 改 定

服薬情報等提供料について、医師の指示による分割調剤を実施する際に処方医に情報提供を行う場合、分割回数で除した点数ではなく、通常の点数（30点）を算定できることとする。

#### [算定要件]イに追加

残薬の有無、残薬が生じている場合はその量及び理由、副作用の有無、副作用が生じている場合はその原因の可能性がある薬剤の推定及びその他処方医に伝達すべき事項を情報提供するものとする。

## IV喘息等の患者について評価を新設

### 新 設

薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算 30点

#### [算定要件]

- ・喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者。
- ・吸入薬の投薬が行われているもの。
- ・患者/家族等から求めがあり。
- ・処方医の了解又は保険医療機関の求めがあった場合。
- ・患者の同意を得た上。

文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書等により提供した場合に、吸入薬指導加算として、3月に1回に限り30点を所定点数に加算する。

## V経管投薬の患者が簡易懸濁法を開始する場合

### 新 設

経管投薬支援料 100点

#### [算定要件]

- ・胃瘻/腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者

法律等を  
確認しておこう



ない。

- 患者の薬剤使用情報等を他の医療提供施設に提供し、業務の連携に努めなければならない。

## ⑤保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

- 療養の給付とは、薬剤・治療材料の支給と薬学的管理・指導とする。
- 調剤を行う場合、服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
- 後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならぬ。
- 後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

### 2. 【参考資料】関連法規の抜粋

#### 健康保険法

(赤色、緑色部分は改正部分 赤…2020年4月施行 緑…2021年3月～順次施行)

##### 第3条(定義)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別な理由がある者として厚生労働省令で定めるものは、この限りではない。

11 この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が健康保険事業において保険者を識別するための番号として、保険者ごとに定めるものをいう。

12 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、保険者が被保険者又は被保険者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等(第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以

調剤報酬を  
理解しよう



## ■調剤基本料(処方箋受付1回につき)

施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合は、処方箋受付1回に付き、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

調剤基本料1 ..... 42点

(調剤基本料2、調剤基本料3のイ・ロ、特別調剤基本料の1に該当しない薬局)

調剤基本料2 ..... 26点

1. 月4,000回超かつ集中率70%超の保険薬局

2. 月2,000回超~4,000回以下かつ集中率85%超の保険薬局

3. 特定の医療機関からの受付が月4,000回超  
(薬局と同一建物内に複数医療機関がある場合は、全医療機関からの受付回数を合算した回数)

4. 月1,800回超~2,000回以下かつ集中率95%超

調剤基本料3のイ ..... 21点

(同一のグループ薬局全体の処方箋受付回数を合算)

1. 月4万回超~40万回以下  
かつ 集中率85%超又は特定の医療機関と不動産賃借契約あり

2. 月3万5千回超~4万回以下  
かつ 集中率95%超又は特定の医療機関と不動産賃借契約あり

調剤基本料3のロ ..... 16点

(同一のグループ薬局全体の処方箋受付回数を合算)

月40万回超で

かつ 集中率85%超又は特定の医療機関と不動産賃借契約あり

特別調剤基本料 ..... 9点

1. 病院又は診療所(同一建物内診療所を除く)と不動産取引等その他特別な関係で、かつ集中率が70%超

2. 調剤基本料1、2、3のイ・ロのいずれにも該当しない(届出がない保険薬局)

複数医療機関の処方箋を同時に受付時の2回目以降

..... 80/100

(算定する基本料の点数を施設基準の内容に含め、地方厚生(支)局へ届け出ます。)

## ■薬剤服用歴管理指導料 4：43点(月1回) (オンライン服薬指導)

◇薬機法が改正され、オンライン服薬指導が対面による服薬指導の例外として新設されました。

### <対象患者>

原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料1.又は2を算定した患者のうち医療機関のオンライン診療で処方箋を交付された者

### 算定要件(要届出)

- ①他の加算は算定できない。(麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、特定薬剤管理指導加算、乳幼児服薬指導加算、吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算)
- ②当該薬局内で行う。
- ③オンライン服薬指導により、薬剤服用歴管理指導料に係る業務を実施すること
- ④患者の同意を得た上で、対面による服薬指導とオンライン服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、その計画に基づいて実施する。
- ⑤薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること。
- ⑥原則、同じ薬剤師が行うが、やむを得ない事情により対応できないときは、その患者に対面で服薬指導を実施したことがある同じ薬局所属の薬剤師2名まで対応できる。ただし、あらかじめ患者の同意を得て、氏名を服薬指導計画書に記載する。
- ⑦薬剤服用歴及び服薬中の薬を手帳で確認し、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう原則として服薬指導の内容を手帳に記載すること。
- ⑧システム利用料や郵送費等を患者に請求できる。
- ⑨医薬品を配送する場合は受領を確認すること。
- ⑩特区における離島・へき地の場合は国家戦略特別区域法施行規則・関連通知に沿って実施する。服薬指導計画の作成は要しない。他の薬剤師が対応する場合の氏名の記載は服薬計画以外の文書に患者の同意を得て記載する。

## MEMO